附　則

（施行期日）

1　この省令は平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にガス事業法第二十四条第一項、第六十四条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第九十七条第一項の届出をしている者の当該届出に係る保安規程については、この省令による改正後のガス事業法施行規則第二十四条第一項第六号、第九十二条第一項第六号（第百三十一条第一項において準用する場合を含む。）又は第百四十八条第一項第六号の規定にかかわらず、平成三十一年九月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。